

## **英国の上場規則の見直し提案の概要**

### **1. 英国の現行の上場規則**

英国の上場規則 (Listing Rules) は、2000年金融サービス・マーケット法により金融サービス機構 (FSA) が設定。

現行の上場規則では、上場会社は、英国基準 (UK GAAP)、米国基準 (US GAAP) または国際会計基準 (IAS) のいずれかの会計基準に従って財務諸表を作成する必要があるとされている (規則第 3章) が、英国 (ロンドン証券取引所) に株式を上場している海外会社 (overseas company 英国外の会社) については、FSA が投資家保護に適切と認めたものであれば、これら以外の会計基準による財務諸表も受け容れられており (規則第 17章) 実際、日本基準も受け容れられている。

### **2. 英国 FSA の上場制度改革に関する協議文書**

英国 FSA は、2003年 10月 8日に、英国における上場規則の見直しについて政策方針を示す協議文書を公表。パブリック・コメント期限は、2004年 1月 31日。FSA は、2004年第 3四半期に具体的な規則案を提案する予定。最終規則は、2005年春に公表し、夏に実施。EU (欧州連合) の目論見書指令 (注) の実施に合わせるスケジュール。

(注) EU 目論見書指令は、EU 域内における証券公募または上場を行う発行者に対し、原則として目論見書の公表を義務づけるもの。2003年 12月 31日に発効し、2005年 7月 1日に施行。

この協議文書において、会計基準について以下のような提案がなされており、パブリック・コメントが求められている。

- (1) 英国で主に上場している (primary listing) 海外会社について、IAS または米国基準に従うことを義務づけることを提案するが、どのように考えるか。
- (2) 英国以外で主に上場している (secondary listing) 海外会社のための制度 (注) は維持されるべきであるが、EU 域外の海外会社について、情報の比較可能性を高めるため、IAS または米国基準の使用を義務づけるべきかどうか。

(注) 協議文書では、英国における強力な海外からの上場市場の維持は、我々の規則目

的に包含されている。」とされている。

協議文書では、上記(2)の提案について、IASまたは米国基準の使用を義務づければグローバルな会計基準への動きの提案と整合的である一方、それでは一部の重要なEU域外の海外会社が英国市場へのアクセスを拒否されることを意味し得るとされている。そこで、英国以外で主に上場している、または上場を求めているEU域外の海外会社がどの程度ヨーロッパの要件に従うべきかについて、市場の見解を知りたいとしている。

(参考)英FSAの上場規則の見直し提案については、英国FSAのホームページに掲載されています。<http://www.fsa.gov.uk/pubs/cp/203/>